

官報  
號外

昭和四十八年九月十九日

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長高

建設省設置法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決  
した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

國第七十回參議院會議錄第三十五號

200

昭和四十八年九月十九日(水曜日)  
午前十時三分開議

昭和四十八年九月十九日  
午前十時開議

内閣から、中央社会保険医療協議会委員に高橋正雄君、山田雄三君を、労働保険審査会委員に入木高生君を任命する」とについて、本院の同意を求めてまいりました。

## 一、委員会の決定の理由 要領書

建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改止する。  
第五条の三第一項中「一人」を「一人」に改める。  
第十一條を次のように改める。

第一建設省設置法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

**第二 通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

**第三 中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案**

第四 水銀等による水産動植物の汚染に係る被  
内閣提出 衆議院送付

害漁業者等に対する資金の融通に関する  
特別措置法案(衆議院提出)

# 第五 航空事故調査委員会設置法案（内閣提出、衆議院送付）

第六 日本放送協会昭和四十五年度財産目録、  
費皆付照表及び員益計算書並びに二三の二

貢賀文用表及ご挨拶詰算書に記載された  
関する説明書

○本田の会議に付した案件  
一、国家公務員等の任命に関する件  
以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。

二 委託に基づき、前号に掲げる營繕工事の施行に伴い必要を生じた工事（これに関する調査を含む。）及び同号に掲げる營繕工事の施工と工事施行上密接な関連のある建設工事（これに関する調査を含む。）を行なうこと。

（位置、内部組織及び事務所）  
第十五条の三 建設本部は、東京都に置く。  
2 建設本部の内部組織は、建設省令で定める。  
建設大臣は、建設本部の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に建設本部の事務所を設置することができる。その名称、位置及び所掌事務の範囲は、建設省令で定める。

第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十二条 建設本部は、筑波研究学園都市建設法第一条第四項に規定する研究学園地区建設計画に基づく事業の実施に関する状況を勘査して政令で定める日まで置かれるものとする。

#### 附 則

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

官 報 (号) 外

いたしました。

なお、本法案に対し、筑波研究学園都市移転職員の生活の実情にかんがみ、移転手当を増額すべきである旨の附帯決議が付されました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野謙三君）これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君）過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。  
〔賛成者起立〕

2 改正後の通行税法の規定は、この法律の施行の日以後に領収した旅客運賃等（同法第二条に規定する旅客運賃、特別急行料金、急行料金、準急行料金、寝台料金又は特別車両料金等をいふ。以下同じ。）に係る通行税について適用し、同日前に領収した旅客運賃等に係る通行税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる通行税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251



加え、同項第六号中「五千万円」を「一億円」に改め、「一千万円」の下に「酒類卸売業者については、三千万円」を、「五十人」の下に「酒類卸売業者については、百人」を加え、同項第七号中「五千万円」を「一億円」に改める。  
（中小企業金融公庫法の一部改正）

**第十六条 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）**の一部を次のように改正す  
る。

「商業」を「小売業」に、「一千万円」を「一億円」に、  
四、卸売業を主たる事業とする事業者について  
は三千万円に改め、「五十人」の下に「卸売業  
を主たる事業とする事業者については百人」を  
加え、同条第二号中「五千万円」を「一億円」に改  
め、同条第四号中「一千万円」の下に「卸売業を  
主たる事業とする事業者については、三千万  
円」を、「五十人の下に「卸売業を主たる事業  
とする事業者については、百人」を加え、同条  
第五号中「五千万円」を「一億円」に改め、「一千  
万円」の下に「酒類卸売業者については、三千  
円」を、「五十人」の下に「酒類卸売業者につ  
いては、百人」を加え、同条第六号中「五千万円  
を「一億円」に改める。

**第十七条** 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同条第二項中「一億円」を「三億円」に改める。

（国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律の一部改正）

**第十八条** 国際経済上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案 水銀等による水害に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案
<p>め、同条第二号中「商業」を「小売業」に改め、「もの」の下に「並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの」を加える。</p>
<p><b>附 則</b></p>
<p>(施行期日)</p>
<p>1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条及び附則第五項の規定は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。</p>
<p>(経過措置)</p>
<p>2 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正後の中小企業退職金共済法第二条第一項の中小企業者が共同して実施している従業員のための退職金積立ての事業で労働省令で定める基準に適合すると労働大臣が認定するものに参加している当該中小企業者については、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第七百七号)附則第二条及び附則別表の規定を準用する。この場合において、同条第一項中の「この法律の施行後」とあるのは、「中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行後」と読み替えるものとする。</p>
<p>3 この法律の施行の際現に存する商工組合に関する中小企業団体の組織に関する法律第六十九条第一項(同法第十二条第一項に掲げる要件に係る部分に限る。)の規定の適用については、この法律の施行後一年間は、第十一条の規定による改正後の中小企業団体の組織に関する法律第六十九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
<p>この法律の施行前にした行為に対する法律第六十九条の規定にかかる处罚の適用については、なお従前の例による。</p>
<p>○謹長(河野謹三君) 日程第四 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案(衆議院提出)を謹頭といたします。</p>
<p>○謹長(河野謹三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもつて可決されました。</p>
<p>(賛成者起立)</p>
<p>以上御報告申し上げます。(拍手)</p>
<p>○謹長(河野謹三君) これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。</p>
<p>(賛成者起立)</p>
<p>以上御報告申し上げます。</p>
<p>○謹長(河野謹三君)</p>

長龜井善彰君

「審査報告書は都合により追録に掲載

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法案

衆議院議長 前尾繁三郎  
參議院議長 河野謙三殿

水銀等による水産動植物の汚染に係る被害  
漁業者等に対する資金の融通に関する特別  
措置法

十一

**第一条** この法律は、事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染されていること又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物（水産加工物を含む。以下同じ。）の販売の不振等により損失を受けた漁業者、水産加工業者、水産物販売業者等に対する事業の経営又は生活に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じ、もつてこれらの者の事業の経営と生活の安定に資することを目的とする。

(定義)  
第一条 この法律において「水銀等」とは、水銀、  
ポリ塩化ビフェニールその他の人の健康に係る被  
害を生ずるおそれがある物質として政令で定め  
た物とする。

2 この法律において「被害漁業者等」とは、次の各号に掲げる者であつて、指定区域内に住所を有し、かつ、事業活動に伴い排出された水銀等により水産動植物が汚染されていること又は汚染されているおそれがあることに起因する漁業の操業の停止、水産物の販売の不振等による昭



関との貸付金の総額に年一・七五ペーセン  
ト以内において融資機関ごとに政令で定める

率を乗じて得た額の合計額のいすれか低い額

三 前条第二項第三号から第六号までに掲げる  
経費 当該損失補償額の百分の五十に相当す  
る額又は当該損失補償の対象となつた貸付金  
の総額の百分の一十五に相当する額のいすれ  
か低い額

(政府への納付金)

第五条 第三条第二項の規定により補助金の交付  
を受けた都道府県は、融資機関又は連合会等か  
ら同条第三項第二号の事項を含む損失補償契約  
により同号の納付金の納付を受けたときは、そ  
の一部を政府から補助を受けた割合に応じて政  
府に納付しなければならない。

第三条第二項の規定により補助金の交付を受  
けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交  
付を受けた市町村が融資機関又は連合会等から  
同条第三項第二号の事項を含む損失補償契約に  
より同号の納付金の納付を受けたときは、その  
一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた  
割合に応じて当該市町村から納付させ、その納  
付金の一部を政府から補助を受けた割合に応じ  
て政府に納付しなければならない。

(補助金の打切り又は返還)  
第六条 政府は、都道府県若しくは市町村がこの  
法律若しくはこの法律に基づく命令に違反した  
とき、又は都道府県若しくは市町村と第三条第  
二項第三号から第六号までの契約を結んだ融資  
機関若しくは連合会等が同条第三項各号の契約  
事項に違反したときは、当該都道府県に対し交  
付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せ  
ず、又はすでに交付した補助金の全部若しくは  
一部の返還を命ずることができる。

(報告及び検査)  
第七条 主務大臣は、経営資金の貸付けが適正に  
行なわれているかどうかを知るために必要があ  
ると認めるときは、当該経営資金を貸し付けた  
部を国が補助しようとするものであります。  
委員会におきましては、別に質疑、討論もな  
く、全会一致をもつて原案どおり可決すべきもの  
と決定いたしました。

融資機関から報告を徴し、又はその職員をして  
融資機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その  
他の必要な物件を検査させることができる。

第八条 前条第一項の規定による主務大臣の権限  
の一部は、政令で定めるところにより、都道府  
県知事に委任することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本法施行に要する経費としては、昭和四十八年  
度において約六億円の見込みである。

○亀井善彰君登壇、拍手

本法施行に要する経費について、御報告申し上げます。

本法案は、衆議院農林水産委員長の提出にかかる  
ものでありまして、その内容は、水銀等による  
水産物の汚染問題によって、漁業者、水産加工業  
者、水産物販売業者等が甚大な損害をこうむって  
いる現状に対処し、これら業者の事業の経営と生  
活に必要な資金の融通を円滑にするため、融資機  
関が被害漁業者等に対して貸し付けを行なうとき  
は、当該貸し付けについて、都道府県及び市町村  
が利子補給契約及び損失補償契約を結ぶことがで  
きることとし、それに必要な経費の全部または一  
部を国が補助しようとするものであります。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決  
した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年七月十三日

参議院議長 河野 謙三郎

衆議院議長 前尾繁三郎

した。

その内容は、まず、基本的対策については、汚  
染の態様を明らかにするための監視、測定等の計  
画的実施、人員の養成確保及び機器整備について  
の助成措置、工場排水等の規制強化、ヘドロの除  
去等汚染防止事業の実施、汚染危険水域における  
水産動植物の採捕、販売禁止等の諸措置と被害漁  
業者等に対する補償及び救済措置を、次に、本法  
の運用については、地方公共団体に対する指導と  
財源措置、小型まき網漁業者等に対する救済措  
置、被害関連業者等の融資についての経済情勢の  
変化に対する配慮を、その他本法の適用を受けな  
いまぐろ漁業者等に対しては、政府及び地方公共  
団体の利子補給措置をすること等であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○謙長(河野謙三君) これより採決をいたしま  
す。本案に賛成の諸君を起立を認めます。

〔賛成者起立〕

○謙長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ  
て、本案は全会一致をもつて可決されました。

〔賛成者起立〕

○謙長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

〔賛成者起立〕

（小字及び  
—は衆議院修正）

航空事故調査委員会設置法

（目的）

第一条 この法律は、航空事故の原因を究明する  
ための調査を適確に行なわせるため航空事故調  
査委員会を設置し、もつて航空事故の防止に寄  
与することを目的とする。

（設置）

第二条 運輸省に、航空事故調査委員会（以下「委  
員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第三条 委員会の所掌事務は、次のとおりとす  
る。

（所掌事務）

第一 航空事故（航空法（昭和二十七年法律第二百  
三十一号）第七十六条第二項各号に掲げる事  
故をいう。以下同じ。）の原因を究明するため  
の調査（以下「航空事故調査」という。）を行な  
うこと。

（所掌事務）

第二 航空事故調査の結果に基づき、航空事故の  
防止のため講ずべき施策について勧告するこ  
と。

（所掌事務）

第三 航空事故の防止のため講ずべき施策につい  
て建議すること。

（所掌事務）

第四 前三号に掲げる事務を行なうため必要な調  
査及び研究を行なうこと。

（所掌事務）

第五 委員会の委員長及び委員は、独立してその職務を行なう。  
（職務の行使）

第四条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて  
組織する。

第五条 委員のうち二人は、非常勤とする。

第六条 委員長は、会務を總理し、委員会を代表す  
る。

第七条 委員長に事故があるときは、あらかじめその  
指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

## (委員長及び委員の任命)

**第五条** 委員長及び委員は、委員会の所掌事務の遂行につき科学的かつ公正な判断を行なうことができると認められる者のうちから、両議院の同意を得て、運輸大臣が任命する。

**第六条** 委員長又は委員が第五条第2項各号の一に該当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。

**第七条** 運輸大臣は、委員長又は委員が第五条第4項各号の一に該当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。

**第八条** 運輸大臣は、委員長若しくは委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるときは、又は委員長若しくは委員に職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない行為があると認めるときは、○両議院の同意を得て、これらを罷免することができる。

**第九条** 委員会は、委員長が招集する。

**第十一条** 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

**第十二条** 委員会は、委員長、委員又は専門委員が航空事故の原因に關係があるおそれのある者と密接な關係を有すると認めるときは、当該委員長、委員又は専門委員を当該航空事故に関する航空事故調査に従事させてはならない。

**第十三条** 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

**第十四条** 委員会は、国際民間航空機規約並びに同規約の附則として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空事故調査を行なうものとする。 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる処分をすることができる。

**第十五条** 運輸大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項の規定により航空事故について報告があつたときは、又は航空事故が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

る。

(罷免)

**第十六条** 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(専門委員)

**第十七条** 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。

(職務従事の制限)

**第十八条** 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

**第十九条** 委員長及び委員は、職務上知ることで立った秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。**第二十条** 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。**第二十一条** 委員長及び委員は、職務上知ることで立った秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。**第二十二条** 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。**第二十三条** 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。**第二十四条** 委員会は、国際民間航空機規約並びに同規約の附則として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空事故調査を行なうものとする。 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる処分をすることができる。
**第二十五条** 運輸大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項の規定により航空事故について報告があつたときは、又は航空事故が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。
**第二十六条** 委員長及び委員の任期は、三年とする。**第二十七条** 委員長及び委員の任期は、前半二年、後半一年とする。**第二十八条** 委員長及び委員は、再任されることができない。**第二十九条** 委員長及び委員は、職務上知ることで立った秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。**第三十条** 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。**第三十一条** 委員長及び委員は、職務上知ることで立った秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。**第三十二条** 委員長及び委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。**第三十三条** 委員長及び委員は、再任されなければならない。

## (運輸大臣の援助)

**第十六条** 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、運輸大臣に対し、航空事故についての事実の調査又は物件の収集の援助その他の必要な援助を求めることができる。

又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

## (政令への委任)

**第二十二条** この法律に定めるもののはか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

## (罰則)

**第二十三条** 第十九条第一項の規定に違反して秘密

漏洩した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

## (とがである。)

とめた、公表しなければならない。

## 一 航空事故調査の経過

## 二 認定した事実

## 三 事実を認定した理由

## (不利益取扱いの禁止)

**第十七条** 委員会は、航空事故調査を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長

又は関係地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(原因関係者○等の意見の聴取)

**第十八条** 委員会は、航空事故調査を終える前

に、当該航空事故の原因に關係があると認められる者に対し、意見を述べる機会を与えないければならない。

**第十九条** 委員会は、航空事故調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講ずべき施策について運輸大臣に勧告することができない。

**第二十条** 委員会は、航空事故調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講ずべき施策について運輸大臣に勧告することができない。

**第二十一条** 委員会は、航空事故調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講ずべき施策について運輸大臣に勧告することができない。

**第二十二条** 委員会は、航空事故調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講ずべき施策について運輸大臣に勧告することができない。

**第二十三条** 委員会は、航空事故調査を終えた場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、航空事故の防止のため講ずべき施策について運輸大臣に勧告することができない。

**第二十四条** 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

**第二十五条** 第十四条第一項第一号、同条第二項又は第十六条第四項の規定による処分に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

**第二十六条** 第十四条第一項第二号、同条第二項若しくは第十六条第二項若しくは第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し陳述をせず、

**第二十七条** 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故の防止のため講ずべき施策について運輸大臣又は関係行政機関の長に建議すること

4 運輸大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認めるときは、その職員に第十四条第一項各号に掲げる処分をさせることができない。

5 第十四条第三項及び第五項の規定は、第二項

又は前項の規定により職員が処分をする場合について準用する。

**第十九条** 委員会は、航空事故調査を終えたときは、当該航空事故に関する次の事項を記載した報告書を作成し、これを運輸大臣に提出するとて運輸大臣又は関係行政機関の長に建議すること

若しくは虚偽の陳述をした者



第一百七条の見出し中「航空法」を「航空法等」に改め、同条第一項中「、第百三十二条第一項及び第二項」を削り、同条に次の二項を加える。

故調査委員会設置法案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

大臣に提出するとともに、公表しなければならないこと等あります。

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案は、衆議院において、委員会の委員以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野謙三君） これより採決をいたしま

7 航空事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第 号）第三条の規定は、自衛隊の

本案は、航空事故の原因を究明するための調査を適確に行なわせるため、運輸省に航空事故調査

長及び委員は独立してその職権を行なうこと、委員会を設置し、もつて航空事故の防止に寄与し

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

使用する航空機について発生した航空事故（自衛隊の使用する航空機が自衛隊以外の者

が使用する航空機と衝突し、又は接触したことにより発生したものと除く。）については、

員会は聽聞会を開き、関係者または学識経験のある者から意見を聞くことができること、及び航空

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

外）号報官

8 長官は、航空事故の防止のために有益であると認める前項の航空事故に係る情報を航空事故調査委員会に提供するものとする。

故の原因を究明するための調査、航空事故防止施

策についての勧告、建議、その他の必要な調査研

究等を行なうこと、第三に、委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織し、委員長及び委員は、

組織、運営、調査対象範囲と自衛隊機事故との関

係、聴聞会における意見の聽取等について質疑が

行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御

承知願います。

〔長田裕二君登壇、拍手〕

○長田裕二君 ただいま議題となりました航空事

調査を終えたときは報告書を作成し、これを運輸

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長蔵

官 報 (号 外)

ケ久保重光君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の如きを國会に提出する。

卷之三

日本政要傳記四十五年、資政

対照表及び損益計算書並びにこれに関する説

日本放送協会昭和四十五年度財産目録  
貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

内閣總理大臣 佐藤榮作

会計検査院長 白木 康進印

四六校第三四四号

日本放送協会昭和四十五事業年度財産目録等の回付について

日本放送協会昭和四十五事業年度財産目録、貸借対照表および損益計算書ならびにこれに関する説

明書の検査を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

明書

昭和四十五年度財産目録

昭和四十六年三月三十一日現在

昭和四十八年九月十九日

參議院会議録第三十五号 日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九七〇

## 官 報 (号外)

受信料未収金	△ 一〇一、一九、四五六	放送債券償還積立資産	一、四五〇、〇〇〇、〇〇〇
未収受信料欠損引当金	△ 七八五、〇〇〇、〇〇〇	繰延勘定	三、〇五〇、〇〇〇
有価証券	△ 一〇一、一九、四九九	前払費用	一四六、七五四、零四
貯蔵品	△ 〇六七、三四〇、九三八	放送債券発行差金	一七五、七四三、一五六
前払費用	△ 〇六七、三四〇、九三八	繰延勘定合計	一七五、七四三、一五六
その他の流動資産	△ 一五〇、〇〇〇、七三三	（負債の部）	一七五、二六六、九三八
流動資産合計	△ 九八、三七、七二一	資産合計	一七五、二六六、九三八
固 定 資 產		短期借入金	一三〇、一三五、六六一〇九
有形固定資産		未 払 金	一〇一、六、五〇八、九一八
建 物	△ 五〇〇、三〇、八〇〇	受信料前受金	八、四七〇、七五七、三一五
構築物	△ 一五、八〇五、八六〇、七一〇	その他の流動負債	九、八五五、〇九一、九五七
機 械	△ 一八、四九五、〇一五、六四七	流動負債合計	一〇〇、七六六、七三四
機械減価償却引当金	△ 七、二三〇、七六六、三四五	固 定 負 債	一、一〇一、九〇九、七〇一
器 具 什 器	△ 五九、二六四、四九〇、九六六	放 送 債 券	一、一〇一、九〇九、七〇一
器具什器減価償却引当金	△ 五三、六三五、六九四	長 期 借 入 金	一、一〇一、九〇九、七〇一
土 地	△ 五三、六七一、九四四	退職手当引当金	一、一〇一、九〇九、七〇一
建 設 附 勘 定	△ 一〇〇、七四〇、七七〇	固 定 負 債 合 計	一、一〇一、九〇九、七〇一
無 形 固 定 資 產	△ 一〇〇、七四〇、七七〇	（資 本 の 部）	一、一〇一、九〇九、七〇一
固 定 資 產 合 計	△ 一、四九〇、〇〇〇、〇〇〇	資 積 立 金	一、一〇一、九〇九、七〇一
特 定 資 產		資 本	一、一〇一、九〇九、七〇一
		当期資産充当金	一、一〇一、九〇九、七〇一

当期剩余额	資本合計	三國、五八七、六五
負債資本合計		七九、六四、五九、一三四
当期剩余额	資本支出充当	一一〇、一三九、六八、一〇九
<b>三二 昭和四十五年度損益計算書</b>		
<b>損益計算書</b>		
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで		
事業収入合計	(金)	三國、五八七、六五
事業収入 受信料	額	七九、六四、五九、一三四
交付金収入	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
収入		一一〇、一三九、六八、一〇九
事業収入合計	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
事業支出合計	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
事業支出 与給	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
国内放送費	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
国際放送費	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
業務務費	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
管理費	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
調査研究費	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
減価償却費	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
関連経費	円	一一〇、一三九、六八、一〇九
事業支出合計	円	一一〇、一三九、六八、一〇九

事業收支差金	資本支出充当	一一〇、一三九、六八、一〇九
当期剩余额	当期剩余额	三國、五八七、六五
<b>三三 事業收支差金合計</b>		
<b>事業收支差金合計</b>		

四 昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

一概要

日本放送協会は、事業經營の長期的構想のもとに、昭和四十五年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及の早期達成とすぐれた放送の実施に努めるとともに、極力受信者の開発と事業運営の合理化を図り、放送を通じて国民生活の充実向上に資するよう努めた。

当年度末の財政状態を財産目録と貸借対照表でみると資産総額一、二〇一億三、九六八万一千円に対し、負債総額四〇四億六、五〇九万二千円、資本の部における資本七五〇億円、積立金三一億六、〇六〇万二千円、当期資産充当金一二億八、九四〇万円、当期剩余额一億一、四五八万八千円である。

次に、当年度中の事業収支の状況を損益計算書でみると事業収入九二〇億六、二五五万一千円に対し、事業支出九〇五億四、八五六万四千円、資本支出充当一二億八、九四〇万円、当期剩余额一二、四五八万八千円である。

財産目録、貸借対照表および損益計算書の内容は、次のとおりである。

## 官報(号外)

## 二 財産目録および貸借対照表

## (1) 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の一、一二四億七、八八九万六千円に比べ七六億六、〇七八万六千円増加し、一、二〇一億三、九六八万二千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十四年度末		昭和四十五年度末		増 減
	金額	構成比率(%)	金額	構成比率(%)	
流動資産	一、九四一、〇六三	10・六	一、九五〇、一五〇	一、九九九、一三三	
固定資産	九六、三三七、〇四四	全・七	一、九四〇、一九八	一、九九九、一三三	
特種延勘定	四、〇七六、七〇〇	三・六	一、九四〇、〇〇〇	一、九九九、一三三	
合計	一一三、四六一、八六六	100・0	一一〇、一三五、六六二	一一〇、一三五、六六二	

## ア 流動資産

当年度末の流動資産は、前年度末の一、一九億四、一〇八万三千円に比べ一九億九、九一二万三千円増加し、一三九億四、〇一〇万六千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十四年度末		昭和四十五年度末		増 減
	金額	金額	金額	金額	
現金預金	一一三、四六一、八六六	一一〇、一三五、六六二	一一三、四六一、八六六	一一〇、一三五、六六二	
受信料未収金	六六一、九六八	一、九四〇、一九八	六六一、九六八	一、九四〇、一九八	
有価証券	一、〇一六、一九一	一、〇一六、一九一	一、〇一六、一九一	一、〇一六、一九一	
貯蔵品	一、九四〇、九〇〇	一、九四〇、九〇〇	一、九四〇、九〇〇	一、九四〇、九〇〇	
前払費用	一一一、〇九九	一、九四〇、九〇〇	一一一、〇九九	一、九四〇、九〇〇	
その他の流動資産	九六八、六六六	△	一、九四〇、九〇〇	一、九四〇、九〇〇	
合計	一一三、四六一、八六六	△	一一〇、一三五、六六二	一一〇、一三五、六六二	

## 注一 現金預金

区分	金額	摘要
現金預金	三八、四五九、八九三	小口現金を含む

(単位 千円)

## 注二 受信料未収金

区分	金額	摘要	摘要
受信料未収金	一、八〇一、一九一	当年度末の受信料未収額	
未収受信料欠損引当金	△	△	翌年度における収納不能見越額
合計	一、八〇一、一九一		

(単位 千円)

## 注三 有価証券

区分	券面総額	取得価額	貸借対照表額	摘要
電信電話債券	八五、五五五	八三五、三六六	八三五、三六六	
金融融資債	六、三一五、〇〦〇	六、二四六、三〇六	六、二四六、三〇六	
合計	七、一七〇、五五五	七、〇六七、三〇四	七、〇六七、三〇四	

(単位 千円)

## 注四 貯蔵品

区分	金額	摘要	摘要
受信改善業務用物品	一、〇〇〇	受信障害防止器	
貯蔵品	一、九四〇、九〇〇	一、九四〇、九〇〇	興業債券ほか
被服	一、九四〇、九〇〇	一、九四〇、九〇〇	
合計	三四、七三三		

(単位 千円)

## 注五 前払費用

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要	要
長期借入金利息		一二三、二六四		
その他の前払費用		四一、七八五	自動車損害賠償責任保険料ほか	
合計		一五四、〇四九		

## 注六 その他の流動資産

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要	要
未収金				
差入保証金		一三七、七一四	有価証券利息ほか	
保管有価証券		八五、五三一	建物賃借保証金ほか	
備資産		一、七〇〇	自動車損害賠償責任保険料ほか	
仮払金		一六、九三〇	集金委託保証金預り有価証券	
合計		二六、六八八	諸立替払金	

## イ 固定資産

(単位 千円)

区分	分	前年度末	当年度増加額	当年度減少額	当年度末	累減額	償却額	引当年度計未残高	(単位 千円)
有形固定資産									
建物		二六、八三、五三一	一、八三、六六六	三、六〇、二九一	三、六〇、二九一	一、八三、六六六	一、八三、六六六	一、八三、六六六	
構築物		五五、六〇、一〇四	一、九一、九三〇	一、九一、九三〇	五五、六〇、一〇四	一、九一、九三〇	一、九一、九三〇	一、九一、九三〇	
機械器具		二四、九二、五三五	三、三八、六六六	四一、二三三	二四、九二、五三五	三、三八、六六六	三、三八、六六六	三、三八、六六六	
什器		五五、四七	一、八三、六三一	一、八三、六三一	五五、四七	一、八三、六三一	一、八三、六三一	一、八三、六三一	
土地		一六、九三	一、三六、六〇一	一、三六、六〇一	一六、九三	一、三六、六〇一	一、三六、六〇一	一、三六、六〇一	
建物仮勘定		五五、六一	一、九一、八四四	一、九一、八四四	五五、六一	一、九一、八四四	一、九一、八四四	一、九一、八四四	
無形固定資産		三、六三、三九八	一、七三、一七九	一、七三、一七九	三、六三、三九八	一、七三、一七九	一、七三、一七九	一、七三、一七九	
合計		一六六、四三三、三七三	三、六三、三九八	三、六三、三九八	一六六、四三三、三七三	三、六三、三九八	三、六三、三九八	三、六三、三九八	

注一 当年度増加額のうち、建設計画の実施にともなう増加は、一一一億五、八七〇万三千円である。これは総合、教育両テレビジョン局の建設、放送会館の建設、放送設備の整備および宿舎

の整備等を実施したためである。

注二 当年度末の建設仮勘定は、放送センター総合整備工事等未完成のものである。

## ウ 特定資産

放送債券償還積立資産

区分	昭和四十四年度末	昭和四十五年度末
放送債券償還積立資産	四、〇九六、七〇〇	一、八四〇、〇〦〦
増減	△	△
年度末	四、〇九六、七〇〇	一、八四〇、〇〦〦

況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十四年度末	昭和四十五年度末
前払費用	三三、四五三	三三、四五三
放送債券発行差金	八九、五六六	一〇六、七三九
合計	一二四、〇七九	一七二、七三九

## (2) 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の三七四億一、一九六万六千円に比べ三〇億五、三一二万六千円増加し、四〇四億六、五〇九万二千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十四年度末	昭和四十五年度末
流动負債	構成比率(%)	構成比率(%)
固定負債	金額	金額
合計	七、八三、六六六	一〇・九
流動負債	二六、八二、〇〇〇	九、八九、〇九二
固定負債	九、九一、九三〇	三〇、五〇、〇〦〦
合計	三六、四二、九六六	四〇、四五、一九九

当年度末の負債総額は、前年度末の三七四億一、一九六万六千円に比べ三〇億五、三一二万六千円増加し、四〇四億六、五〇九万二千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和四十四年度末	昭和四十五年度末
流动負債	構成比率(%)	構成比率(%)
固定負債	金額	金額
合計	七、八三、六六六	一〇・九
流動負債	二六、八二、〇　〇	九、八九、〇九二
固定負債	九、九一、九三〇	三〇、五〇、〇〦〦
合計	三六、四二、九六六	四〇、四五、一九九





## (2) 事業支出

前記事業収入をもつて、当年度の事業計画を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

区分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		(単位 千円)
	増	減	増	減	
給業理務放送費	三五、〇一〇、一〇〇	二五、三一、五六三	四、〇一〇、一九	一、〇一〇、三八	
管調減連	一〇、〇〇〇、六九九	一、〇一〇、三六三	一、〇一〇、三六三	△	
査研究	一、〇一〇、三六三	一、〇一〇、三六三	一、〇一〇、三六三	△	
費	七九、九九八	七九、九九八	七九、九九八	△	
計	三五、〇一〇、一〇〇	三五、〇一〇、一〇〇	三五、〇一〇、一〇〇	△	

## 注一 給与

区分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		(単位 千円)
	増	減	増	減	
給料手当	三五、〇一〇、一〇〇	三五、〇一〇、一〇〇	三五、〇一〇、一〇〇	△	
務費	四、〇一〇、三六三	四、〇一〇、三六三	四、〇一〇、三六三	△	
合計	三五、〇一〇、一〇〇	三五、〇一〇、一〇〇	三五、〇一〇、一〇〇	△	

## 注二 国内放送費

区分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		(単位 千円)
	増	減	増	減	
番組費	三五、七〇〇、六四九	一六、八六、七二一	一六、八六、七二一	△	
技術運用費	四、九九、三五八	五、二一、九三四	五、二一、九三四	△	
通信施設費	三五、八一、一〇〇	四、四六、六三三	四、四六、六三三	△	
合計	三五、〇一〇、一〇〇	三五、〇一〇、一〇〇	三五、〇一〇、一〇〇	△	

(単位 千円)

## 四

収入支出の決算の状況  
当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

## 別表 収入支出決算表

## (2) 管理費

区分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		(単位 千円)
	増	減	増	減	
施設管理費	一、〇一〇、一〇〇	一、〇一〇、一〇〇	一、〇一〇、一〇〇	△	
厚生保健費	三、〇一〇、五五〇	三、〇一〇、五五〇	三、〇一〇、五五〇	△	
退職手当その他	三、一五、三五八	三、一五、三五八	三、一五、三五八	△	
合計	一〇、〇一〇、六九九	一〇、〇一〇、六九九	一〇、〇一〇、六九九	△	

## 注三 管理費

区分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		(単位 千円)
	増	減	増	減	
有形固定資産	一八六、九三、一八	一八六、九三、一八	一八六、九三、一八	△	
建物	五五、〇八〇、三二	五五、〇八〇、三二	五五、〇八〇、三二	△	
構築物	一八、四九、〇一五	一八、四九、〇一五	一八、四九、〇一五	△	
機械器具	七九、七三、五四一	七九、七三、五四一	七九、七三、五四一	△	
建物	五七、九六、六七	五七、九六、六七	五七、九六、六七	△	
設備	一三、七七、七五	一三、七七、七五	一三、七七、七五	△	
板勘定	四〇、〇三、三一〇	四〇、〇三、三一〇	四〇、〇三、三一〇	△	
地	七九、九〇、九	七九、九〇、九	七九、九〇、九	△	
合計	一八七、三八、二二七	一八七、三八、二二七	一八七、三八、二二七	△	

## 注四 減価償却費

区分	昭和四十四年度		昭和四十五年度		(単位 千円)
	増	減	増	減	
有形固定資産	一八六、九三、一八	一八六、九三、一八	一八六、九三、一八	△	
建物	五五、〇八〇、三二	五五、〇八〇、三二	五五、〇八〇、三二	△	
構築物	一八、四九、〇一五	一八、四九、〇一五	一八、四九、〇一五	△	
機械器具	七九、七三、五四一	七九、七三、五四一	七九、七三、五四一	△	
建物	五七、九六、六七	五七、九六、六七	五七、九六、六七	△	
設備	一三、七七、七五	一三、七七、七五	一三、七七、七五	△	
板勘定	四〇、〇三、三一〇	四〇、〇三、三一〇	四〇、〇三、三一〇	△	
地	七九、九〇、九	七九、九〇、九	七九、九〇、九	△	
合計	一八七、三八、二二七	一八七、三八、二二七	一八七、三八、二二七	△	

昭和四十八年九月十九日 参議院会議録第三十五号 日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

九七八

前期 繰越金

四年度後期繰越金三六八、  
○九〇、六七九円、昭和四

○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま

多田 省吾君

小平 芳平君

初村瀧一郎君

渡辺 太郎君

星野 重次君



児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の一部を改正する法律	同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通 知した。
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	
覚せい剤取締法の一部を改正する法律	
同日議長はスウェーデン・スタッフ国王陛下の崩御 に対して弔意を表すため、同國國會議長へソ リー・アーラード園下宛、左の弔電を発送した。 グスタフ国王陛下御崩御の報に接し、まことに 哀惜の念に耐えません。	
ここに参議院を代表して、つつしんで深甚なる 哀悼の意を表します。	
同日内閣から、地方財政法第二十条の二の規定に よる意見書を受領した。	
昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許 可した。	
地方行政委員	田代富士勇君
法務委員	野坂 参三君
大蔵委員	伊藤 五郎君
文教委員	西田 信一君
同	渡辺 武君
中村 登美君	石本 茂君
社会労働委員	寺下 岩藏君

昭和四十八年九月十九日 参議院会議録第三十五号

(同日任期満了の篠原三代平の後任)

山田 雄三

同日内閣から、左記の者を労働保険審査官及び労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(八月十八日任期満了の四方陽之助の後任)

八木 高生

明治二十九年三月三十日  
種類便物認可

定価  
一部五十円  
(配送料共)  
発行所

大蔵省印刷局  
東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七  
電話 東京 五八二 四四一(大代)